

男性にとってのリプロダクティブ・ヘルス／ライツ

—<産ませる性>の義務と権利—

沼崎一郎

<キーワード>

生殖 性 ジェンダー セクシュアリティ 男性 男性性 人権 健康

<要旨>

本稿では、リプロダクション＝生殖という領域における健康と権利／義務の問題を、<産ませる性>としての男性の立場から考える。<産ませる性>である男性は、精子の製造元・提供者としてまぎれもなく「人間の生殖システム」の一部である。現在では、男性が、直接的あるいは間接的に、胎児や妊婦の健康に大きな影響を与えることが医学的に証明され始めている。また、不能や不妊が蔑視の対象となり、バイアグラを飲まないと不安になるような社会は、男性にとって健康ではない。男性にとってのリプロダクティブ・ヘルスの問題に目を向けることが求められる。リプロダクティブ・ライツとは、性と生殖の領域における基本的人権としての、「女性の自己決定権」として主張されてきた。<産ませる性>である男性は、このような「女性の自己決定権」を承認し、尊重しなければならない。単に精子の提供者であるというだけでは、「産ませる権利」も「産ませない権利」も生じない。女性のみが一方的に負担を強いられるという生殖の非対称と不均等な関係においては、男性が女性と対等な発言権を持つことは、衡平さを欠く。家父長制と男性支配を否定し、ジェンダー間の平等と正義を擁護するならば、リプロダクティブ・ライツに関して、男性には「女性の権利を守る義務」と「子どもの権利を守る義務」が課せられる。しかし、義務を果たすには、それなりの資源が必要だ。経済的・社会的・政治的なサポート体制がなければ、「権利を守る義務」を果たすことはできない。それゆえ、男性の社会権としてのリプロダクティブ・ライツが求められる。それは、生殖という観点から見直した「義務を果たす権利」であり、男(父)の労働権、男(父)の健康権、男(父)の環境権などを含む。

1.はじめに

本稿の目的は、リプロダクション＝生殖という領域における健康と権利／義務の問題を、<産ませる性>としての男性の立場から考えることである。ここで、生殖とは、ヘテロセクシュアルな性関係のなかで、避妊しない性交が行われ、その結果、妊娠と出産またはその中断にいたる過程と捉える。すなわち、ヘテロセクシュアルな男性が、ヘテロセクシュアルな女性と性行為を行う際に、勃起したペニスを女性の膣に挿入し、膣内で射精する結果、女性

の体内で卵子が授精して妊娠にいたるという形態の生殖行為を問題化するということである¹⁾。

生殖について、最初にここまで「露骨」に細かく書くには理由がある。それは、そうしないと男性の姿が見えでこないということだ。性交の際には、確かに男と女が共にいる。しかし、性交は生殖行為とは意識されないのが普通である。それは性行為の一部と見なされるからだ。特に、男性は、性交を「子作り」とは見なさないことが多い。そして、胎胚から出産あるいは中絶まで、妊娠の過程は

女性の体内でのみ進行し、男性の身体とは直接的な関係はない。そのため、生殖はもっぱら女性の問題として認識されてきた。男性学や男性性研究が広まり始めた現在でも、男性と生殖との関わりを積極的に取り上げた研究はほとんどない[Sheldon 1999 : 129-130]²⁾。

私自身の体験を振り返ってみても、胚の超音波写真を初めて目にしたとき、それが私と関係のある存在だとはとても思えなかった。奇妙な丸玉がほんやりと写っていただけだった。その後、妻の定期検診に欠かさず付添い、超音波カメラの画面を通して妻の体内で成長する胎児の様子を毎月目の当たりにしたが、私自身の身体には何の変化もなく、つながりを実感したことではない。つながりを体感するのは、出産後、新生児を自分の手に抱いて以後のことである。だが、私が生殖と無関係なわけではない。私は、精子の製造元として、また精子の提供者として、胎児と身体的・生理的なつながりがある。私は、「生殖する存在」だったのである。女性には「何をいまさら」と呆れられるのであろうが、そのことに私が無自覚であったということが、私の出発点となる。

性交という行為を通して男性が女性に注入する精液には、精子が含まれ、その精子には卵子と結合して胚を形成する能力がある。そして、その精子は、精巣という男性生殖器官で生み出されるもので、妊娠を引き起こす「元凶」であるとともに、妊娠した女性と胎児の健康と権利に深く関わるものである。ところが、妊娠と出産あるいは中絶は女性の身体のみに影響するのであって、男性の身体には何の影響もない。妊娠の原因は男女双方にありながら、その結果は女性のみが引き受ける。男性は、<孕ませる性>であり、<産ませる性>である。女性は、<孕む性>であり、<産む性>である。この違いをしっかりと踏まえたうえで、「性交から妊娠と出産まで」に注目しつつ、<産ませる性>としての男性の義務と権利の問題を考えてみたい³⁾。

2. <産ませる性>の再認識

男性が生殖する存在であるということ、女性との関係においては<産ませる性>であるということを、男性は忘れがちだ。少なくとも私はそうであったし、私の周囲を見渡す限り、多くの男性がそのようだ。これには、妊娠から「遠く離れている」という身体的・生理的な理由がある。しかし、それ以上に、社会的・政治的な理由があるので。

(1) 生殖の性化

男性に<産ませる性>であることを忘れさせる原因として真っ先に思いつくのは、いわゆる「性と生殖の分離」だろう。<孕む性>であり<産む性>である女性は性と生殖を切り離して考えられないのに対して、そうではない男性は容易に性と生殖を切り離し、ひたすら快楽としての性だけを求められるというのが通説となっている。

しかしながら、よく考えてみると、実はそうではない。男性の性行為は、マスターべーションにせよ性交にせよ、勃起することと射精することが中心となっている。性的快感を得るには、男性は生殖能力を持っていなければならないのだ。対照的に、女性の場合、性行為と排卵とは直接的な関係はない。排卵が快感の源ではない。女性は、生殖能力の有無にかかわらず、性行為を行いうる。性行為の可能性という点から見ると、男性にとってのみ、生殖能力は性の前提条件となっている。また、男性は、女性を妊娠させたいと思うときも、まず自分を性的に興奮させ、ペニスを勃起させて射精しなければならない。対照的に、女性は、性的な興奮や快感を伴わなくても、性交に従事しうる(強制されうる)し、その結果妊娠しうる。男性の生殖力は性的に高ぶる力に依存するのだ。したがって、見方によっては、男性のほうが、女性以上に、性と生殖を切り離しえないのである[Marsiglio 1998 : 54]。

それではなぜ、男性のほうが性と生殖を分離しうると思なされがちなのだろうか。なぜ、男性は生殖と無関係だと思われがちなのだろうか。その最大の要因は、勃起と射精を生殖の問題ではなく性の問題とする社会的な言説であろう。

その典型は、言うまでもなくポルノグラフィーである。巷に氾濫するアダルトビデオは、最後に女性の身体の上に撒き散らされた精液をアップに映し出すものが少なくない[田中 1999]⁴⁾。視覚映像を伴わないポルノ小説などでも、性交に至るまでは語られても、その後は語られないのが普通だ。生殖行為の始まりであるはずの射精が、性行為の終わりとして描かれる。日常会話においても、「最後まで行く」とは性交に及ぶことを意味するのであって、女性が妊娠することを指しはしない。社会的な言説が、性と生殖とを分離しうるものとして構築し、性から分離された生殖を胎胚・妊娠・出産／中絶という女性特有の問題と構成して、男性を生殖から切り離すのである。

しかし、リプロダクティブ・ヘルス／ライツとの関連では、とりわけ、近代医療における産婦人科と泌尿器科の分離が重要である。科学が、女性の身体については性と生殖

とを結び付け、男性の身体については性と生殖を切り離すのだ。経口避妊薬は、安心して性生活を楽しむための薬ではなく、生殖を制御する薬だと誰もが思う。女性の性と生殖は一連の問題として産婦人科で扱われるのに対して、男性の生殖機能は性機能の問題として泌尿器科で扱われる[e.g., Morgentaler 1993; Hellstrom 1997; Mulcahy 1997; Nieschlag and Behre 1997]⁵⁾。たとえば、勃起障害は、第一義的に性機能不全であると医学が断言する。それゆえ、バイアグラは、生殖を制御する薬とは誰も思わない。それは、なによりも性機能不全の治療薬であり、だからこそ強壮剤・精力増強剤の範疇に(誤って)含まれてしまう。そして、命の危険を犯しても、逞しく勃起するために、「男らしく」バイアグラを服用してしまう男性が出てくることになる。

このように、様々な社会的言説に支えられるだけでなく、いわば科学のお墨付きを得て、男性は、性的存在ではあっても生殖とは切断された存在となり、男性セクシュアリティーの「*産ませる性*」という側面は隠蔽されるのである。したがって、男性にとってのリプロダクティブ・ヘルス／ライフを考えるためにには、まず男性が「*産ませる性*」として生殖に関わっていることを再認識することから始めなければならない。

(2) 精子の擬人化

生殖行為として性行為を捉えなおそうとするとき、まず目につくのは精子という存在だ。現在では、精子というと、オタマジャクシのような形の細胞が顕微鏡の下でせわしなく動き回っている姿を誰でもイメージするだろう。これがまた曲者である。

コンピュータ・グラフィックを駆使したドキュメンタリー番組に典型的に見られるように、精子は、あたかも独立した生命体のように描かれる。精子は、精巣から「頭」と「しっぽ」を持って生まれ出る。精子は、無数の「仲間」たちと競争しながら、必死に「しっぽ」を動かして泳ぎ続ける。膣から卵管へと「長い旅」を経るなかで、「選び抜かれた」精銳だけが、細胞壁を「撃破」して卵子へと「頭」から「突入」する。雄雄しく逞しい精子の姿。それは、あたかもミニチアの男性そのものようである。実際に、マスメディアの報道でも、そして時には医学書のなかでも、しばしば精子は擬人化——より正確には、擬「男」化——される[Daniels 1997 598-601]。環境ホルモンの影響による精子の減少や弱体化、化学物質による精子の異常の問題が近年マスコミでもセンセーショナルに報道されているが、そ

こでも話題の中心は精子であり、精子が「犠牲者」として描かる[Daniels 1997 600]。同情を誘うのは精子であって、精子の異常の影響を受ける胎児や妊婦ではない[Daniels 1997 600]。

この精子の擬人化は、男性と生殖との関係を曖昧にする。なぜなら、擬人化されることで、生殖におけるジェンダー関係が、精子と卵子との関係に置きかえられてしまうからだ。医学理論もマスメディアも、精子が卵子に「突入する」[Daniels 1997 590]とか、あるいは卵子が精子を「誘惑する」[Daniels 1997 592-594]と語る。いずれにせよ、妊娠の起点は精子と卵子の「出会い」となる。その結果、そもそも精子が女性の体内に侵入した原因である性交は、妊娠から切り離され、忘れ去られてしまう。性交の社会的背景にある不均等なジェンダー関係も家父長制も、妊娠をめぐる言説から排除されるのだ。

このように、精子に注目した言説までもが、男性と妊娠との距離を遠ざけ、「*産ませる性*」としての男性を隠蔽する機能を果たしているのである。その結果、生殖する主体としての男性を、再び見失ってしまうこととなる。

(3) 生殖する主体としての男性

別稿[沼崎 1997]でも指摘したように、卵子と精子の「出会い」ではなく、性交が、すなわち男性が女性の膣内に勃起したペニスを挿入して射精することが、妊娠の起点なのだと再確認しなければならない。そうすれば、男性もまた、性と生殖のパートナーである女性との相互関係において、生殖の一主体であることに気づくはずである。さらに、性交が妊娠と出産へとつながることを考えれば、妊婦と胎児との相互関係においても、男性は一人の主体である。そして、主体であるということは、自らの行為に対して責任が生じるということだ。

ここで、生殖における女性の主体性との関連について、一言述べておかなければならない。それは、女性の生殖における自由(reproductive freedom)と男性との関係である。女性の意に反して、男性が避妊なき性交を強制したり、妊娠の継続や中断を強制する場合には、男性のみが生殖の主体となる。そして、家父長制の下では、結婚と家族という枠組のなかで、男性のみが生殖の主体であり、女性の自己決定権を侵害しているというのが、従来のフェミニズムの主張であろう[Okin 1989; Rhode 1989; Petchesky 1990]。

このような立場からすると、生殖における男性の主体性を問題化することは、再び男性の干渉と介入を招くばかり

りか、それを正当化する根拠を与える危険がある。そのため、フェミニストたちは、生殖における男性の主体性を積極的に取り上げようとはしなかった。その結果、フェミニズムもまた、生殖の主体としての男性という問題を表面化することを妨げてきたのは事実である。

フェミニストたちが「放っておいてくれた」からと言って、男性もまた生殖の当事者であり責任主体であるということを無視してよいわけはないだろう。それでは、＜産ませる性＞として無責任過ぎる。また、生殖における男性の主体性を問うことは、必ずしも女性の主体性を否定することにはならない。そうなるのは、男性だけを主体化し、女性を支配と操作の対象として客体化する場合に限られる⁶⁾。女性の身体をモノ化・道具化することなく、女性の主体性を認めつつ、平等で対等な関係のなかで、男性の主体性を考えることは可能なはずだし、必要なことだというのが、私の立場である⁷⁾。

生殖における男性の主体性を考えるうえで一番大切な問題は何か。それは、射精行為を介した女性との身体的・生理的な関係と、精子を介した胎児との身体的・生理的な関係における、男性の責任である。男性の健康状態は、妊婦と胎児の健康状態に影響を与える要因の一つだ。ところが、リプロダクティブ・ヘルスの領域において、この問題が取り上げられることはほとんどなかった[Daniels 1997 ; Sheldon 1999]。

そこで、まず男性にとってのリプロダクティブ・ヘルスの問題を検討し、次に男性にとってのリプロダクティブ・ライツの問題を検討することとする。

3. 男性にとってのリプロダクティブ・ヘルス

本誌柘植論文の冒頭にあるように、リプロダクティブ・ヘルスとは「人間の生殖システム、その機能と過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというだけでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること」である[柘植 2000]⁸⁾。

＜産ませる性＞である男性は、精子の製造元・提供者としてまぎれもなく「人間の生殖システム」の一部であるし、性行為・生殖行為の（しばしば不平等な）パートナーとして社会的・政治的にも「人間の生殖システム」の一部である。身体的な健康と精神的・社会的健康が密接不可分の関係にあることは言うまでもないが、ここでは狭い意味での身体的な健康と広い意味での精神的・社会的健康とに分けて、それぞれの側面における男性の問題を検討する。

(1) 「身体的」健康と男性

既に述べたように、男性は、性交の当事者としても精子の提供者としても、妊婦と胎児の身体的健康に影響を与える立場にいるはずだ。それなのに、なぜリプロダクティブ・ヘルスとの関連で男性が問題とされることはなかったのだろうか。

その最大の原因是、従来の医学が、長い間、不健康な精子には生殖力はないと断定していたからである[Daniels 1997 589]。異常のある精子は、卵子にたどりつくことも、また卵子の細胞壁を破って「突入」することもできないから、男性の健康状態が受精卵に何らかの影響を与えることはないと信じられていた。胎児に悪影響を与える可能性はもっぱら母体にあるとされ[Daniels 1993]、母親の飲酒や喫煙、薬物使用は非難されても、父親の行動が問題になることはなかった[Daniels 1997 584-588]。そのため、妊婦と胎児の健康を守るために法規制も、妊婦の就業規制のように、女性のみを対象としたものになっている[Sheldon 1999 132-134]。

しかしながら、受精のメカニズムの研究が進み、異常のある精子でも卵子に進入可能であることが知られるようになると、男性が胎児に健康上の悪影響を及ぼす可能性が出てきた。そして、現在では、男性が、直接的あるいは間接的に、胎児や妊婦の健康に大きな影響を与えることが医学的に証明され始めている[Sable et al. 1990 ; Davis et al. 1992 ; Colie 1993 ; Friedler 1993 ; Olshan and Faustman 1993]⁹⁾。それは、精子の生殖力の低下による不妊だけでなく、流産、胎児の発育不全や異常、そして出生後の子どもの健康不良など広範囲にわたる[Davis et al. 1992 289]。直接的な要因としては、精子に異常があつたり、精液に有害物質が含まれているといったことがある。間接的な要因としては、毛髪や衣服に付着した有害物質を男性が家庭に持ち帰ることがある。

父親の職業と子どもの病気との相関関係を示す研究が多い[Colie 1993 ; Holly et al. 1992 ; Olshan and Faustman 1993]。具体的には、製造過程や使用過程で殺虫剤や除草剤に晒された男性の子どもには、白血病や脳腫瘍が多い[Olshan and Faustman 1993]。また、職場などで様々な化学物質や、鉛、水銀などの鉱物に晒された男性を夫を持つ妊婦は、そうでない妊婦に比して流産する比率が高い[Lindbohm et al. 1991 ; Savitz, Sonnenfeld, and Olshan 1994]。

男性の「生活習慣」も無視できない。男性の喫煙[Davis 1991; Savitz, Schwingle and Keels 1991; Schmidt

1992]、男性の飲酒とアルコール中毒[Little and Sing 1987; Savitz, Schwingle and Keels 1991; Colie 1993; Friedler 1993; Olshan and Faustman 1993; Cicero 1994; Cicero et al. 1994; Dobkin et al. 1994]、男性の薬物使用[Brachen et al. 1990; Yazigi, Odem, and Polakoski 1991; El-Gothamy and El-Samahy 1992]は、胎児と妊婦の健康に深刻な影響を与える。

男性が胎児と妊婦の「身体的」健康に与える影響の研究は、ようやく始まったばかりであり、まだまだ不明な点も多い。しかし、リプロダクティブ・ヘルスの領域において男性を無視することはできないということは確実である。男性も「人間の生殖システム」の不可分の要素なのだ。

(2)「精神的、社会的」健康と男性

精神的・社会的側面に目を向けると、リプロダクティブ・ヘルスとは、国連の定義を借りるなら、「安全で満ち足りた性生活を営むこと」と「子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決める自由を持つこと」を中心となる。

これは、主に女性の人権の視点から捉えた「精神的、社会的」健康の問題だ。そして、従来の議論は、女性の「精神的、社会的」健康が、家父長制支配の下で、男性によって脅かされ、犯されているというものだった。性暴力の蔓延する社会では、女性は「安全で満ち足りた性生活を営むこと」は不可能である。家庭内で女性に発言権がなければ、男性が避妊に協力しなければ、女性には「子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決める自由」はありえない。第三世界だけでなく、日本などのいわゆる「先進国」でも、経済的に従属的な地位にある女性は、衣食住さえ満足に確保できない。

このような文脈では、男性は、もっぱら加害者としてのみ問題化されてきた。女性が「精神的、社会的」健康を得るには、ジェンダー間の政治的・経済的・社会的・文化的平等が不可欠である。そのためには、根本的な社会変革が求められている。これに立ちはだかるのが男性だとうわけだ。この点に異論を挟む余地はない。男性による支配、男性による加害は、根絶されなければならない。そのためには、大きな社会変革が必要だ。男性の責任は重い。

以上の点を踏まえたうえで、なおく産ませる性>である男性に固有な「精神的、社会的」健康の問題はないのだろうか。家父長制と男性支配が撤廃され、女性が男性と対等に自立し、あらゆる意味で生殖の自由を獲得した

と仮定しよう。それでも残る男の健康問題は何だろうか。

真っ先に思いつくのは、男性の生殖力の持つ社会的意味の問題である。バイアグラ狂騒曲が如実に物語るように、また精神分析学で言う去勢不安が示すように、生殖力を持つこと、それも強い生殖力を持つことは、男性性の根幹にある。男性の生殖力に高い価値を置く文化は非常に多い[Gilmore 1990]。これが女性支配と密接に結びついていることは確かだが、同時に男性間の差別にも関係している。女性を性的に支配しなければ「男として失格」だというのは、女性に対して差別的であるだけでなく、一部の男性に対しても差別的である。また、男性同士の間で不能や不妊がステigmaになるような社会状況がある限り、すべての男性が均しく生殖の自由——生殖「への」自由と生殖「からの」自由の両者を含めて——を享受することはできないだろう¹⁰⁾。生殖しない(できない)存在を「男性」というカテゴリーから排除し差別するようなことがないよう、<産ませ(られ)ない性>をも認める社会を実現しなければならない。不能や不妊が蔑視の対象となり、バイアグラを飲まないと不安になるような社会は、男性にとって健康ではない。男性セクシュアリティの社会的変革が、男性にとってのリプロダクティブ・ヘルスの問題として求められるのである。

次に、「安全で満ち足りた性生活を営むこと」について言えば、男性用の経口避妊薬の開発が求められるだろう。女性の生殖過程のほうが、男性に比して制御しやすいという医学的知見もあるようだが、経口避妊薬開発の歴史が、男性による医学支配と無縁であったかどうかは疑わしい。女性用の低容量ピル並みに使いやすい男性用の避妊薬は、避妊と家族計画における負担の平等化には不可欠である。また、パートナーの負担を減らすために、男性用の経口避妊薬があれば使いたいという男性は、以外に少なくない[Marsiglio 1998 77-80]。コンドームかパイプカットくらいしか「自分一人でできる避妊法」を持たない現在の男性は、ある意味では、様々な避妊手段を選べる女性よりも「不自由」な状態に置かれているのである。そうだとすると、男性用経口避妊薬の開発と普及は、ジェンダー間の不平等を是正するとともに、男性の自由をも拡大し、「安全で満ち足りた性生活を営む」ための技術的・社会的基盤を拡張する。

生殖の領域における、男性にとっての「精神的、社会的」健康の問題は、今までほとんど議論されてこなかった。家父長制と男性支配の撤廃は最も重要で緊急な課題であるが、それ以外にも「精神的、社会的」健康の問題はある

はずだ。「男権主義的セクシュアリティ」[杉田1999]の社会的な再生産は、社会正義に反するばかりか、不健康でもあるという認識に立って、男性のリプロダクティブ・ヘルスを再検討する必要があるのではないだろうか。

4. 男性にとってのリプロダクティブ・ライツ

リプロダクティブ・ライツは、男性にも付与されるべきなのだろうか。そうだとしたら、それはどのような権利なのだろうか。柘植論文が指摘するように、国連の定義を見ると、リプロダクティブ・ライツの主体は「女性」ではなく「カップルと個人」であり、抽象的には男性をも含んでいる[柘植 2000]。読みようによつては、男性も、女性とともに、自分(たち)の「子どもの数と、出産の間隔、そして時期を自由にかつ責任をもつて決定すること」と「それを可能にする情報と手段を有すること」とを基本的人権として持つこととなる。そうなのか。

(1) 権利を守る義務

柘植論文が明らかにしているように、そもそもリプロダクティブ・ライツとは、性と生殖の領域における基本的人権としての、「女性の自己決定権」として主張されてきたものである[柘植 2000]。そして、女性の自己決定権とは、生殖に関して、特に避妊と中絶に関して、男性の干渉と介入を一切排除し、「産む産まないは女が決める」ということだった。したがって、リプロダクティブ・ライツとは、「産め」とか「産むな」という男性(父親)の要求に対して行使しうる「女性の拒否権」であり、家父長制的生殖支配への「女性の抵抗権」なのであった。その根拠は、妊娠から出産にかけてのヘルス・リスクを背負うのは女性であって、男性ではないということだ。子宮の中で胚を胎児へと育て上げるのは女性なのだ[Tong 1997 129]。リプロダクティブ・ライツは、何よりも<産む性>に固有の権利として主張してきたのである。

<産ませる性>である男性は、このような「女性の自己決定権」を承認し、尊重しなければならない。なぜならば、他人の身体を、その人の意に反してまでも、自己の目的のために使用する権限は、誰も持ち得ないからである。さもなければ、奴隸制を肯定することになってしまう。

確かに、妊娠には精子が関わっており、その意味で男性は無関係ではない。しかし、単に精子の提供者であるというだけでは、「産ませる権利」も「産ませない権利」も生じないと考えるべきである¹¹⁾。それは、生殖における男性の主体性と女性の主体性とでは、重みが違うからだ。

精子を通して男性が提供するのは、生命の設計図の半分に過ぎない。これに対して、女性は、設計図の残りの半分を提供するだけでなく、9ヶ月間の妊娠期間を通して、自分の体内で胎児を育む。現在でも、出産は「命がけ」であり、出産の危険は人工妊娠中絶の危険よりも大きい。生殖においては、身体的負担は圧倒的に女性にかかる。たとえジェンダー間の経済的・社会的・政治的不平等が全て解消され、女性の自立が確保されたとしても、この身体的負担が軽減されることはない¹²⁾。

これだけ非対称で不均等な関係にある以上、妊娠について男性が女性と対等な発言権を持つことは、衡平さを欠く。したがって、「産む産まない」という生殖の自由は、「彼女の権利」でなければならない[Newman 1987]。家父長制と男性支配を否定し、ジェンダー間の公正と正義を擁護するならば、リプロダクティブ・ライツに関して、男性が最初に考えなければならないことは、女性の自己決定権である。男性には、まず「女性の権利を守る義務」が課せられる。

女性の自己決定権を承認したうえで、なおリプロダクティブ・ライツの名の下に男性の権利を主張するグループがある。アメリカを中心とした「男権運動」(Men's Rights Movement)だ[Marisglio 1998 98-99]¹³⁾。彼らの主張する男性の権利は、未婚男性の扶養義務免除権とでも呼ぶべきものである。産まなくてもいいし産んでもいい。養子に出してもいいし育ててもいい。その決定権は女性に与える。しかし、決定権を放棄した以上、養育義務からは免責される権利が生じるというのである。女性に自己決定権を認めるならば、女性に自己責任原則を適用すべきだということだ[Kapp 1982]。これに同意するフェミニストもいないわけではない。しかし、妊娠の可能性を承知のうえで性交するということは、妊娠した場合には、女性が出産を選ぶならば、その子の扶養義務を引きうけるという暗黙の同意を含むと考えるべきだろう[Newman 1987]¹⁴⁾。なぜならば、それが「子どもの最善の利益」になるからである¹⁵⁾。そうなると、男性には、「子どもの権利を守る義務」も課せられることとなる。

「子どもの権利を守る義務」は、出生後にのみ生じるわけではない。むしろ、妊娠中あるいは性交以前の義務のほうが重要だとも言える。それは、前節で明らかにしたように、男性は、直接的・間接的に、妊婦と胎児の健康に多大な影響を与える立場にあるからだ。もしも喫煙や飲酒、麻薬使用が妊婦や胎児に危害を加えるとしたら、男性には刑事责任あるいは民事上の不法行為責任が生じる

のではないか。実際、アメリカでは、妊娠中に薬物を使用した母親が、胎児に対する薬物提供、胎児虐待、流産の場合には故意罪で刑事訴追されている[Daniels 1997 586]。男性の薬物使用が胎児の健康を害するという研究を深刻に受け止めるなら、父親が同様の罪で訴追されてもおかしくないはずだ。イギリスでは、刑事責任は問われないが、民事責任は問われる。1976年の先天性障害(民事責任)法では、妊娠中の過失が障害の原因として認められる場合には、一定の先天性障害を持って生まれた子どもが親に損害賠償を求める権利を認めている[Sheldon 1999 135-137]。だが、イギリスでも、父親については、因果関係の立証が困難であるとして、責任が追求されないことが多いようである。アメリカでもイギリスでも、父親が免責される一方、母親が厳しく訴追されるという点に、ジェンダー間の不平等と不公正が顕著に現れている。もしも母親の行為が胎児の権利侵害として問われるのであれば、父親の行為も同様に問われなければならない。男性の「子どもの権利を守る義務」は、養育費を払うことだけではないのだ。

さらに、環境ホルモンや職場の化学物質が男性に媒介されて妊婦と胎児に影響を与えるとすれば、妊婦と胎児の健康を守るために、妊婦や出産年齢女性に対する就業規制と同様の規制が、男性にも課せられるべきである[Daniels 1993 78 ; Sheldon 1999 133]。リプロダクティブ・ヘルスに関する企業や国家の責任も、もっと厳しく問われなければならない。

(2) 義務を果たす権利

以上、男性にとってのリプロダクティブ・ライツの考察を通して明らかになったことは、まず男性に求められることは、「女性の権利を守る義務」と「子どもの権利を守る義務」だということである。自由に主体的に性交する結果、生殖する主体としての男性には、まず責任のみが生じると言ってもよい。それが、男性にとっての性的自由の前提となる。自由は、責任を伴う。

男性に課せられる「権利を守る義務」は、性と生殖のパートナーである女性との関係における義務、精子の提供者としての胎児との関係における義務である。義務は果たさなければならない。しかし、義務を果たすには、それなりの資源が必要だ。女性の自己決定権を守るには、安全な避妊手段や人工妊娠中絶施設が不可欠である。人工妊娠中絶が合法化される必要もある。避妊コストを対等に負担するには、男性用の経口避妊薬が欲しい。養育費

を払うには、収入がなければならない。収入を得るには仕事が必要である。健康な精子を提供するには、有害な化学物質のない環境で働くことが前提となる。妊婦に過重なストレスをかけないために、男性が家事負担を増加させなければならないとすれば、男性にも出産休業が必要だろう。要するに、経済的・社会的・政治的なサポート体制がなければ、「権利を守る義務」を果たすことはできない。

そこで、男性のリプロダクティブ・ライツとして、「義務を果たす権利」というものを主張したい。男性が、カップルとして、あるいは個人として、女性とともに、自分(たち)の「子どもの数と、出産の間隔、そして時期を自由にかつ責任をもって決定すること」ができるためには、「女性の権利を守る義務」と「子どもの権利を守る義務」が男性に課せられる。そうだとすれば、「それを可能にする情報と手段を有すること」には、男性が生殖義務を果たせるように、経済的・社会的・政治的環境を変革することが含まれなければならない。「義務を果たす権利」を男性に保障することが、国家と社会に求められるのである。

リプロダクティブ・ライツは、女性の人権として、基本的には家父長制的生殖支配からの自由として、すなわち女性に固有の自由権として提起してきた。男性の干渉と介入からの自由、プライバシー権である[Petchesky 1990]。その後、リプロダクティブ・ヘルスの提唱とともに、女性の自由権を保障するための積極的な措置が求められるようになり、リプロダクティブ・ライツは女性の社会権という性格も帯びてきた。次の段階として、男性の社会権としてのリプロダクティブ・ライツが求められていると言えないだろうか。それは、生殖という観点から見直した、男(父)の労働権、男(父)の健康権、男(父)の環境権などを含むものだ。

5. おわりに

「義務を果たす権利」を私に気づかせてくれたのは、幼い息子の笑顔であった。毎晩のお風呂は、産婦人科を退院して帰宅して以来、父親である私の義務となった。6ヶ月くらいだったか、1才くらいの時だったか記憶は定かではないが、ある日、会議で遅く帰宅した私を待っていたのは、欲求不満で泣き叫ぶ息子と困惑した妻だった。夕食も後回しにして、とにかく息子とお風呂に入った。洗い場に座っておもちゃで遊びながら、彼は私を振り返り、満面の笑みを浮かべた。彼の笑顔は、私に何とも言えない満足感を与えてくれた。その時、私は確信したのだ。「この

子には、私と一緒に風呂に入る権利がある。私には、彼の権利に応える義務がある。そして、その義務を果たすことは私の喜びなのだ。それなのに、職場が私のじゃまをするのは許せない。私には、息子に対する義務を果たす権利があるはずだ。」と。

残業がきつくて、子どもと過ごす時間を取りれない父親がいる。交替要員が見つからず、育児休業を取れない父親がいる。妻や子どもに対する義務を感じ、義務を果たしたいと思いつつ、果たせないで悩んでいる男たちが少なくない。「義務を果たす権利」を、現代日本社会は保障していないからである。本稿では触れる余裕はなかったが、育児も、子どもに対しては父の義務であるが、国家と社会に対しては男の権利である。男の育児権も、「義務を果たす権利」として、広い意味でのリプロダクティブ・ライツと考えてよい。男性にとってのリプロダクティブ・ライツを求める闘いは、始まったばかりである。

<注>

- 1) したがって、本稿では、精子バンクや凍結卵、種々の人工生殖や代理母の問題などは取り上げない。これらを十分に扱うだけの用意が私にはないし、紙幅もない。あくまで、「普通の生殖行為」に伴う健康と権利／義務の問題に焦点を合わせたい。
- 2) 私の知る限り、唯一の例外として、男性と生殖の関係を包括的に論じたMarsiglio[1998]がある。しかし、この本でも、避妊と中絶の問題を扱った章の後に、すぐに父親の問題を扱った章が続いており、「性交から妊娠・出産まで」という生殖の中心過程における男性の問題はほとんど扱われていない。
- 3) 妊娠の結果は、出産だけでなく中絶でもあります。中絶と男性の関係については、<産ませる性>という視点から、別稿[沼崎 1997]で既に考察しているので、本稿では触れないこととする。沼崎の中絶論への批判・コメントとして、宮地[1998]、荻野[1999]がある。また、出産以後の育児については、広い意味でのリプロダクションの問題ではあるが、従来のリプロダクティブ・ヘルス／ライツ論の中心的課題とは性質の異なる問題を多く含んでいるので、やはり本稿では触れないこととする。日本における父親論争については、さしあたり中谷[1999]・岩井[2000]を参照されたい。アメリカについては、Griswold[1993]、Marsiglio[1995]が参考になる。要するに、本稿では、性交から妊娠・出産までの過程に注目して、男性にとってのリプロダクティブ・ヘルス／ライツを考えたいのである。<産ませる性>という表現を使う理由はここにある。
- 4) 田中[1999]は、ポルノグラフィーにおける射精描写に見られる男性性と権力の問題を分析している数少ない論考であるが、射精行為が生殖行為でもあるという視点は全く検討していない。
- 5) 書名にリプロダクティブ・ヘルスという用語が使われ、産婦人科との関連が多少論じられている本[Nieschlag and Behre 1997]でも、中心テーマは勃起障害や早漏といった性機能不全である。
- 6) 杉田[1999]は、このように女性を支配し従属させ、時には暴力的に征服することが性的で官能的(erotic)な男女間の関係だと見なすような男性性を「男権主義的セクシュアリティ」と呼ぶ。
- 7) これは、「男性の経験と伝統的な男性役割を批判的に再検討することを可能にする、平等主義的で実践的な立場」としての「進歩的な男性の立場(progressive male standpoint)」[May 1998 135]に近い。
- 8) ジェンダーの視点から見て、この定義には様々な問題があることは、本誌柘植論文でも指摘されている通りである。さらに、障害者の人権という視点から見ると、この定義は「障害」と「健康」とを対立させる内容となっており、極めて問題だということを、追加しておく。本稿でも、しばしば胎児の異常といった表現を用いるが、これは障害児の「生まれる権利」、障害者の「生きる権利」を否定するものではないことを明確にしておきたい。
- 9) 男性中心の医学界では、異常のある弱い精子に生育力はないはずだという信念があまりにも根強いために、精子の媒介する疾病に関する研究は異端視され研究助成も得られなかったという[Daniels 1997 ; 590-591]。科学のジェンダー化と科学におけるジェンダー差別の典型である。
- 10) これは、強制的異性愛とホモフォビアの問題にも通じる。男女平等という価値観は、しばしばヘテロセクシズムを前提としている。最近の政府主導の「男女共同参画社会」などは、特にそうである。このようなヘテロセクシズムに基づく男女平等では、セクシュアル・マイナリティーのリプロダクティブ・ヘルスの問題は解消しえない。本稿では、これ以上追求する余裕はないが、今後の課題として提起しておきたい。
- 11)もちろん、精子を提供しない権利は男性にある。「普通」の性関係で言うなら、たとえ女性が求めたとしても、膣内射精を拒否する権利、あるいは性交そのものを拒否する権利が男性にはある[Newman 1987]。だが、女性の意に反した性交や妊娠は無数にあるが、男性の意に反した射精の強制とか精子の横領といったことは皆無に近いという現実であろう。そういう意味で男性の生殖からの自由が問題になることはほとんどない。
- 12) この身体的負担の解消には、人工子宮の発明が必要であろう。その可能性は、今のところ皆無に近い。また、代理母の使用は、一人の女性の身体的負担を他の女性が肩代わりするだけであり、男女間の不均等の解消にはならない。
- 13) これと連動するかたちで、離婚した父親の親権を確保しようとする父権運動(Father's Rights Movement)もアメリカでは根強い[Griswold 1993]。
- 14) 男権運動のなかには、性交への同意が、意図せざる出産に際して、子どもの扶養義務への同意を含めないことを明記した宣誓供述書を提案し、その法的拘束力を認めるよう裁判書に求めるグループもある[Marsiglio 1998 98-99]。
- 15) 妊娠の原因は男性にあるということを認める限り、子どもには、自分を生み出した原因となった人物に結果責任を求める権利があるということには議論の余地はない。しかし、それを個々の生物学的父親に担わせるべきかどうか、それが「子どもの最善の利益」かどうかは、議論の余地がある。男性が集団として、妊娠させ出産させた責任を取るという方法もあるかもしれない。たとえば、全ての成人男性から一定の税を徴収し、子どもの養育費を国家負担とすることも考えられる。また、意図せざる妊娠と出産に備えた自賠責保険を整備し、リスク負担を集団で分担することも可能であろう。

<参考・引用文献>

- Brachen, M. B., Eshenazi, B., Sachse, K., McSharry, J. E. 1990
Association of Cocaine Use with Sperm Concentration,
Motility and Morphology, *Fertility and Sterility*, 53 : pp315-322
Cicero, T. J. 1994 Effects of Paternal Exposure to Alcohol on

- Offspring Development, *Alcohol Health and Research World*, 18 : pp37-41
- Cicero, T. J., Nock, B., O'Connor, L. H., Sewing, B. N., Adams, M. L., and Meyer, E. B. 1994 Acute Paternal Alcohol Exposure Impairs Fertility and Fetal Outcome, *Life Sciences*, 55 : pp33-36
- Colie, C. F. 1993 Male Mediated Teratogenesis, *Reproductive Toxicology*, 7 : pp3-9
- Daniels, C. R. 1993 *At Women's Expense: State Power and the Politics of Fetal Rights*, Harvard University Press
- Daniels, C. R. 1997 Between Fathers and Fetuses : The Social Construction of Male Reproduction and the Politics of Fetal Harm, *Signs* 22 : pp579-616
- Davis, D. L. 1991 Paternal Smoking and Fetal Health, *Lancet*, 337 : p123
- Davis, D. L., Friedler, G., Mattison, D. and Morris, R. 1992 Male-Mediated Teratogenesis and Other Reproductive Effects: Biological and Epidemiologic Findings and a Plea for Clinical Research, *Reproductive Toxicology*, 6 : pp289-292
- Dobkin, P. L., Tremblay, R. E., Desmaraisgervais, L., and Depelteau, L. 1994 Is Having an Alcoholic Father Hazardous for Children's Physical Health?, *Addiction*, 89 : pp1619-1627
- El-Gothamy, Z., and El-Samahy, M. 1992 Ultrastructure Sperm Defects in Addicts, *Fertility and Sterility*, 57 : pp699-702
- Friedler, G. 1993 Developmental Toxicology: Male-Mediated Effects, P. Maureen (Ed.) *Occupational and Environmental Reproductive Hazards*, Williams & Wilkins : pp52-59
- Gilmore, D. D. 1990 *Manhood in the Making: Cultural Concepts of Masculinity*, Yale University Press, 前田俊子訳 1994 「『男らしさ』の人類学」春秋社
- Griswold, R. L. 1993 *Fatherhood in America: A History*, Basic Books
- Hellstrom, W. J. G. 1997 *Male Infertility and Sexual Dysfunction*, Springer
- Holly, E., Aston, D., Ahn, D. Kristiansen, J. 1992 Ewing's Bone Sarcoma, Paternal Occupational Exposure, and Other Factors, *American Journal of Epidemiology*, 135 : pp122-129
- 岩井阿礼 2000 「父性論争を俯瞰する」『アディクションと家族』17 : pp149-154
- Kapp, M. B. 1982 The Father's (Lack of) Rights and Responsibilities in the Abortion Decisions: An Examination of Legal-Ethical Implications, *Ohio Northern University Law Review*, 9 : pp369-383
- Lindbohm, M-L., Hermminki, K., Bonhomme, M. G., Anttila, A., Rantala, K. Heikkila P., and Rosenberg, M. J. 1991 Effects of Paternal Occupational Exposure on Spontaneous Abortions, *American Journal of Public Health*, 81 : pp1029-1033
- Little, R. E., and Sing, C. F. 1987 Father's Drinking and Infant Birth Weight: Report of an Association, *Teratology*, 36 : pp59-65
- Marsiglio, W. 1998 *Procreative Man*, New York University Press
- Marsiglio, W. (Ed.) 1995 *Fatherhood: Contemporary Theory, Research, and Social Policy*, Sage
- May, L. 1998 *Masculinity and Morality*, Cornell University Press
- 宮地直子 1998 「孕ませる性の自己責任はどう実体化しうるか」『インパクション』108 : pp144-151
- Morgentaler, A. 1993 *The Male Body : A Physician's Guide to What Every Man Should Know about His Sexual Health*, Simon & Schuster
- Mulcahy, J. J. (Ed.) 1997 *Diagnosis and Management of Male Sexual Dysfunction*, Igaku-Shoin
- 中谷文美 1999 「『子育てる男』としての父親?—90年代日本の父親像と性別役割分業—」西川祐子・荻野美穂編『共同研究・男性論』人文書院 : pp46-73
- Newman, R. 1987 His Sexuality, Her Reproductive Rights, *Changing Men*, 47 : pp2-4
- Nieschlag, E. and Behre, H. M. (Ed.) 1997 *Andrology : Male Reproductive Health and Dysfunction*, Springer
- 沼崎一郎 1997 「(孕ませる性)の自己責任—中絶・避妊から問う男の性倫理—」『インパクション』105 : pp86-96
- 荻野美穂 1999 「男の性と生殖—男性身体の語り方—」西川祐子・荻野美穂編『共同研究・男性論』人文書院 : pp201-224
- Okin, S. M. 1989 *Justice, Gender, and the Family*, Basic Books
- Olshan, A. F., and Faustman, E. M. 1993 Male-Mediated Developmental Toxicology, *Reproductive Toxicology*, 7 : pp191-202
- Petchesky, R. P. 1990 *Abortion and Women's Choice : The State, Sexuality, and Reproductive Freedom*, revised ed., Northeastern University Press
- Rhode, D. L. 1989 *Justice and Gender*, Harvard University Press
- Sable, M. R., Stockbauer, J. W., Schramm, W. F., and Land, G. H. 1990 Differentiating the Barriers to Adequate Prenatal Care in Missouri, 1987-1988, *Public Health Reports*, 105 : pp549-555
- Savitz, D., Schwingle, P. J., and Keels, M. A. 1991 1994 Influence of Paternal Age, Smoking, and Alcohol Consumption on Congenital Abnormalities, *Teratology*, 44 : pp429-440
- Savitz, D., Sonnenfeld, N., and Olshan, A. 1994 Review of Epidemiologic Studies of Paternal Occupational Exposure and Spontaneous Abortion, *American Journal of Industrial Medicine*, 25 : 361-383
- Schmidt, K. F. 1992 The Dark Legacy of Fatherhood, *U.S. News and World Report*, December 14 : pp92-96
- Sheldon, S. 1999 Reconceiving Masculinity: Imagining Men's Reproductive Bodies in Law, *Journal of Law and Society* 26 : pp129-149
- 杉田聰 1999 「男権主義的セクシュアリティーボルノ・買売春擁護論批判—」青木書店
- 田中雅一 1999 「射精する性—男性のセクシュアリティ言説をめぐって—」西川祐子・荻野美穂編『共同研究・男性論』人文書院 : pp183-200
- Tong, R. 1997 *Feminist Approaches to Bioethics: Theoretical Reflections and Practical Applications*, Westview Press
- 柘植あづみ 2000 「女性の人権としてのリプロダクティブ・ヘルス／ライツ」『国立婦人教育会館研究紀要』4 : pp9-14
- Yazigi, R. A., Odem, R. R., and Polakoski, K. L. 1991 Demonstration of Specific Binding of Cocaine to Human Spermatozoa, *Journal of the American Medical Association*, 264 : pp596-600

(ぬまざき・いちろう 東北大学助教授／ハーバード大学客員研究員)